

【重要】学校徴収金口座振替に関する手続きのお願い

学校徴収金の口座振替制度

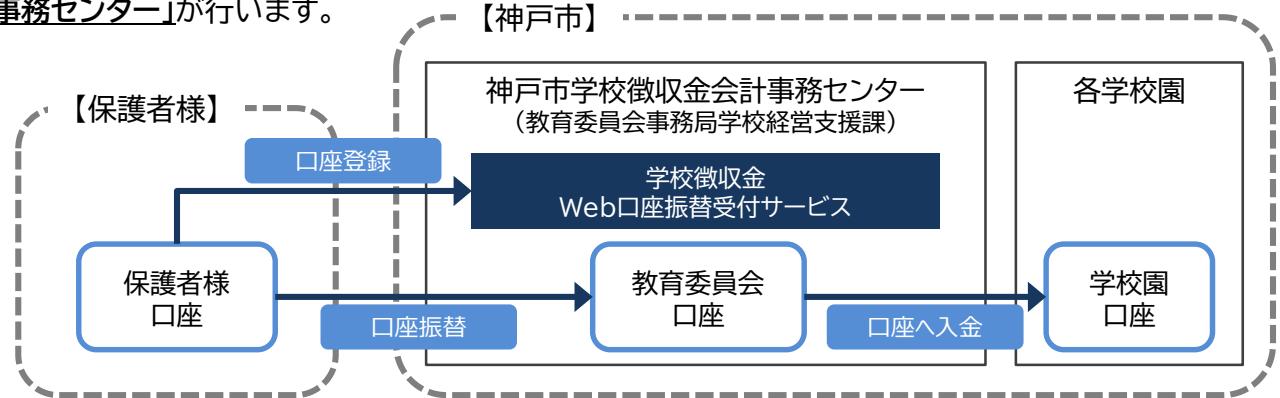
1 学校徴収金とは

神戸市立学校園では、お子様の活動で必要となる経費のうち、教材費や宿泊行事の積立金等を学校徴収金として保護者の皆さんにご負担いただいております。

学校給食費は学校徴収金とは別に手続きが必要です。お手数ですが学校給食費に関するご案内をご確認ください。

2 振替口座の登録をしてください

学校徴収金は口座振替(引き落とし)により集めさせていただきますので、ご入学(入園)までに振替口座の登録手続きをお願いいたします。口座振替業務は、教育委員会事務局内の「神戸市学校徴収金会計事務センター」が行います。



<口座の登録方法>

※登録費用は無料です。

- ① 登録する口座の支店や番号が分かるもの(通帳やキャッシュカード等)をお手元にご準備ください。
- ② P.3,4の「登録ガイド」及び市ホームページに、主な登録項目の説明を掲載しています。事前にご確認ください。
- ③ 右下の2次元コードを読み込み、市ホームページ「学校徴収金のWeb口座振替登録」にアクセスし、注意事項を確認のうえ「学校徴収金Web口座振替受付サービス」にてご登録ください。
(市ホームページはインターネットから「神戸市 学校徴収金」で検索することもできます)

※ 紙での申込みを希望される場合

「学校徴収金口座振替依頼書」と「提出用封筒」を通われる予定の学校園から取り寄せて、口座情報等を記入のうえ、学校徴収金会計事務センターへ郵送してください。紙の場合、口座の登録完了までに約2か月かかりますので、早めにお手続きください。

KOBE
CITY of DESIGN



3 利用できる金融機関

三井住友銀行、ゆうちょ銀行、みなし銀行、三菱UFJ銀行などの全国の金融機関(ネット銀行含む)、信用金庫、農業協同組合等を利用できます。詳細は、市ホームページ「学校徴収金のWeb口座振替登録」をご覧ください。

4 振替実施日・振替手数料・通帳への印字

口座からの振替は5月から翌年2月までの間で実施します(実施月は学校園により異なります)。

振替実施日は以下のようになっています。

本振替(1回目)	5日	当月に予定されている学校徴収金の口座振替を実施
再振替(2回目)	27日	本振替で何らかの理由により振替ができなかつたものや、前月までの分で振替ができないものについて再度口座振替を実施

※ 振替日が土日・祝祭日の場合は、翌営業日に実施します。

※ 口座へのご入金は振替実施日の前営業日までにお願いいたします。

※ 5月の本振替のみ学校園によって5日または23日のいずれかになります(学校園より年度当初にお知らせします)。

※ 5月の本振替日が23日の場合、5月27日の再振替は実施しません。

※ 何らかの事情により現金で納付される場合、事務処理日程の都合上、口座振替を止められないことがあります。

- 振替手数料は、口座振替(引き落とし)1回あたり、「50円+消費税」となります。

※ 消費税が改定された場合、手数料も変更されます。

- 振替が行われた場合、通帳には「SMBC(ガッコウショヒ)と印字されます。

※ 一部の金融機関では印字内容が異なる場合もあります(ゆうちょ銀行の例:「ガッコウショヒ 自払」)。

- 「きょうだい分をまとめて振替(名寄せ)【※P3,4登録ガイド参照】」を希望した場合は、きょうだい分の合計が1行で表示されます。

- 口座振替で納入された場合は原則として領収書は発行しません。通帳への記帳によりご確認ください。

5 振替額

振替額は、通学・通園される学校園より年度当初にお知らせします(通知をお手元で大切に保管してください)。

6 返金

- 学校園から保護者様への返金が発生した場合も、振替を行う口座と同一の口座へ振込み(入金)を行います。
- 口座へ振込みが行われた場合、通帳には「ガッコウジムセンターと印字されます。
- 返金が発生した場合で、同じ学校園にきょうだい等が通われている場合は、「きょうだい分をまとめて振替(名寄せ)の希望の有無にかかわらず、返金総額をまとめて振込みます。

★ 振替口座を登録する前にご一読ください。

1 携帯電話番号を利用した口座振替不能のSMS(ショートメッセージ)通知

学校徴収金の口座振替(引き落とし)ができなかった場合に、申込者様の携帯電話番号宛にSMS(ショートメッセージ)でお知らせします。

※ 携帯電話番号の利用について、「同意しない」を選択した場合は、登録したご住所宛に口座振替不能のお知らせはがき(圧着式)をお送りします。

2 支払方法の選択

支払方法は3種類の中から選択してください。

- ① 年（一括）払い：5月の口座振替で、1年分を一括して引き落とします。
- ② 学期払い：5月、9月、翌年1月の口座振替で、学期毎に引き落とします。
- ③ 月払い：5月～翌年2月までの各月に、1か月分ずつ引き落とします。
(月払いの場合、学校園によっては5月に4・5月分の2か月分を引き落とす場合があります。また、振替実施月は学校園により異なります)

◆=振替実施月

(「年(一括)払い」「学期払い」の場合は、矢印の期間の金額をまとめて口座振替します)

支払方法	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
① 年(一括)払い	◆	—	—	—	—	—	—	—	—	—
② 学期払い	◆	—	—	—	◆	—	—	—	◆	—
③ 月払い	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

※「年(一括)払い」「学期払い」を選択しても、諸事情により年度途中で学校徴収金の金額が増えた場合には、変更による差額を、変更のあった月以降にあらためて振替(再振替にて実施)することができます。

※ 年度途中で、「学期払い ⇒ 年払い」、「月払い ⇒ 学期払い」、「月払い ⇒ 年払い」に変更することはできませんので、あらかじめご了承ください(「年払い ⇒ 学期払い」、「年払い ⇒ 月払い」、「学期払い ⇒ 月払い」の変更は年度途中でも可能です)。

年度途中で引っ越しなどにより転校する場合は、それまでに引き落とした金額から必要となった経費の差額を計算し、余剰があれば返金します。

3 きょうだい分をまとめて振替(名寄せ)

きょうだいで同じ振替口座を登録する場合、きょうだい分をまとめて振替えすること(名寄せ)ができます。

名寄せができるのは、きょうだいが同じ学校園に通っている期間に限られます(進級、進学により、名寄せができるようになる場合やできなくなる場合があります)。

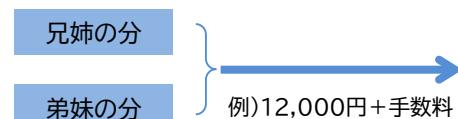
※ 今はできないが、将来的に同じ学校園になったら名寄せを希望する場合も、登録時に「希望あり」を選択してください(できるようになると自動で名寄せされます)。

※ まとめて振替えるためには、希望するきょうだい全員を名寄せ「希望あり」としていただく必要があります。
きょうだい分の、支払方法・名寄せの変更については1月末ごろに別途学校園よりお知らせします。

【名寄せをしない場合】それぞれ振替



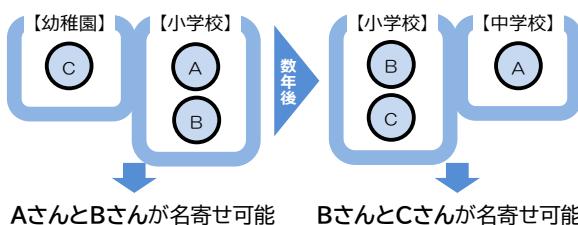
【名寄せをする場合】まとめて1回(合計額)で振替



手数料は1回分になりますが、合計金額に対して口座の残高が不足する場合は全員の振替ができなくなります。

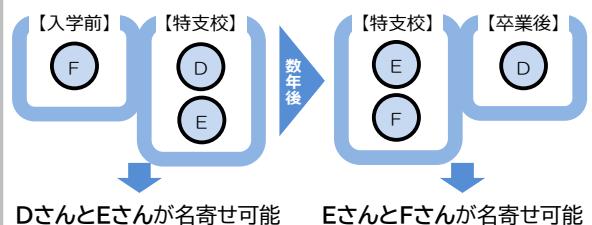
【例1:小中学校】

A・B・Cさんのきょうだいがいる場合



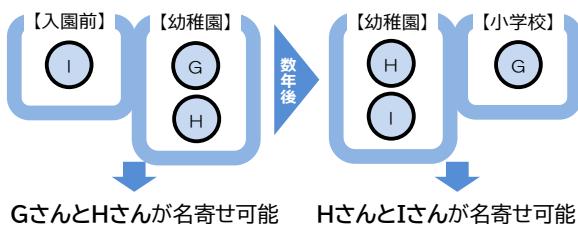
【例2:特別支援学校】

D・E・Fさんのきょうだいがいる場合



【例3:幼稚園】

G・H・Iさんのきょうだいがいる場合



<お問い合わせ先>

神戸市学校徴収金会計事務センター（電話:078-984-0671 受付時間:平日 8:45~17:30）

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3 神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

お子様が通われる予定の学校園

【学校徴収金に関するホームページ】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80876/kosodate/gakko/school/gakkochoushu.html> ➔

